

## 文化を取り巻く国等の動き

### 1. 文化を取り巻く社会環境

#### (1) 少子高齢化やグローバル化

- ・少子高齢化の進行により、地域コミュニティの衰退や、文化活動の担い手の減少が危惧される状況にある。
- ・社会のグローバル化が進む中、地域や国を越え多様な文化を相互に理解することの重要性が高まっている。また、情報通信技術の急速な発展と普及により、情報の受発信が容易かつ頻繁に行われる中で、文化についても、多様で広範な展開が可能な時代となっている。

#### (2) 東京オリンピック・パラリンピックの開催

- ・2年後に迫った「東京2020オリンピック・パラリンピック」は、スポーツの祭典であるとともに、世界最大の文化の祭典でもることから、「本県文化芸術の価値の世界への発信」や、「文化芸術による新たな価値の創出」に向けた絶好の機会である。

### 2. 国における動き

#### (1) 文化芸術基本法の成立（文化芸術振興基本法の改正）

- ・平成29年6月、文化芸術振興基本法を大幅に改正し、「文化芸術基本法」を制定。
- ・改正により、これまでの文化芸術の振興にとどまらず、観光・まちづくり・国際交流・福祉・教育・産業・その他の関連分野における施策についても取り込むとともに、文化芸術により生み出される様々な価値を、文化芸術の継承・発展及び創造に活用することが示された。
- ・国における「文化芸術推進基本計画」の策定を規定するとともに、都道府県や市町村においても、地域の特性を踏まえた地方文化芸術推進基本計画を策定することが努力義務として規定された。

#### (2) 文化芸術推進基本計画の策定

- ・文化芸術基本法に基づく、文化芸術に関する施策に関する最初の基本的な計画として、平成30年3月に策定。
- ・計画期間は平成30年度から平成34年度までの5カ年間。
- ・計画の中で、文化芸術の本質的価値及び社会的・経済的価値を明確化し、文化芸術により生み出される多様な価値を、文化芸術の継承、発展及び創造に活用・好循環させ、文化芸術立国を目指すものとされている。

#### (3) 文化経済戦略の策定

- ・文化芸術と他分野が一体となって新たな価値を創出し自主的・持続的に発展していくことを目的とした国家戦略「文化経済戦略」が、平成29年12月に策定された。
- ・本計画では、文化芸術産業の経済規模の拡大に向けた取組みを推進することなどが定められている。